

○空き家登録について

◆対象となる空き家

個人が居住を目的として市内に建築し、現に居住していない又は近く居住しなくなる建物及びその敷地（賃貸及び分譲を目的として建築した物を除く）が対象となります。

◆登録申し込みが出来る方

空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことが出来る方

◆空き家登録の流れ

①自己の所有する物件の登録を希望される方は「空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）」と「空き家情報バンク登録カード（様式第2号）」に必要事項を記入し、住まい推進グループ窓口へ持参または郵送にて提出して下さい。

②申し込みに際して、「物件を売りたい・借りたい方」との交渉や契約の方法について、「直接型」または「間接型」のいずれかを選択して下さい。

| | |
|-----|---|
| 直接型 | 「物件を売りたい・貸したい方」と「物件を買いたい・借りたい方」の両者間で直接交渉、契約を行う方法です。 |
| 間接型 | 物件に関する交渉、契約の仲介を公益社団法人三重県宅地建物取引業協会、または公益社団法人全日本不動産協会三重県本部に所属する会員（不動産業者等）へ依頼する方法です。 |

④市は、交渉や契約に関する仲介は行いませんが、空き家の所有者が安心して売却や賃借ができるよう、上記の宅地建物取引業団体と業務協定を締結しております。なお、これらの団体に所属する会員（不動産業者等）へ仲介を依頼する場合は、法律で定められた仲介手数料が必要となります。

③市は、提出された申込書を審査し、物件確認のため現場を調査した上で空き家情報バンクに登録するか否かを決定します。

④申し込みの内容が適当であると認められたときは空き家情報バンクに登録し、その旨を「空き家情報バンク登録完了通知書（様式第3号）」にて所有者に通知します。

◆登録事項の変更

物件にかかる登録事項に変更があったときは、すみやかに「空き家情報バンク登録事項変更届出書（様式第4号）」を提出して下さい。

◆登録の取り消しについて

次の事項に該当するときは、空き家情報バンクへの登録が取り消されます。

- (1) 登録者が登録の取り消しを希望するとき
- (2) 空き家に係る所有権またはその他の権利に異動があったとき
- (3) 登録後2年が経過したとき（この場合改めて登録申し込みをすることにより再登録できます。）
- (4) 登録に関して不正や偽り等が判明したとき
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき

なお（1）または（2）に該当するときは「空き家情報バンク登録取消届出書（様式第5号）」を提出して下さい。登録取り消しが完了次第、その旨を「空き家情報バンク登録取消決定通知書（様式第6号）」にて所有者に通知いたします。

◆問合せ先

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

亀山市 産業建設部 都市整備課 住まい推進グループ

TEL 0595-84-5038 FAX 0595-82-9669

E-mail sumai@city.kameyama.mie.jp